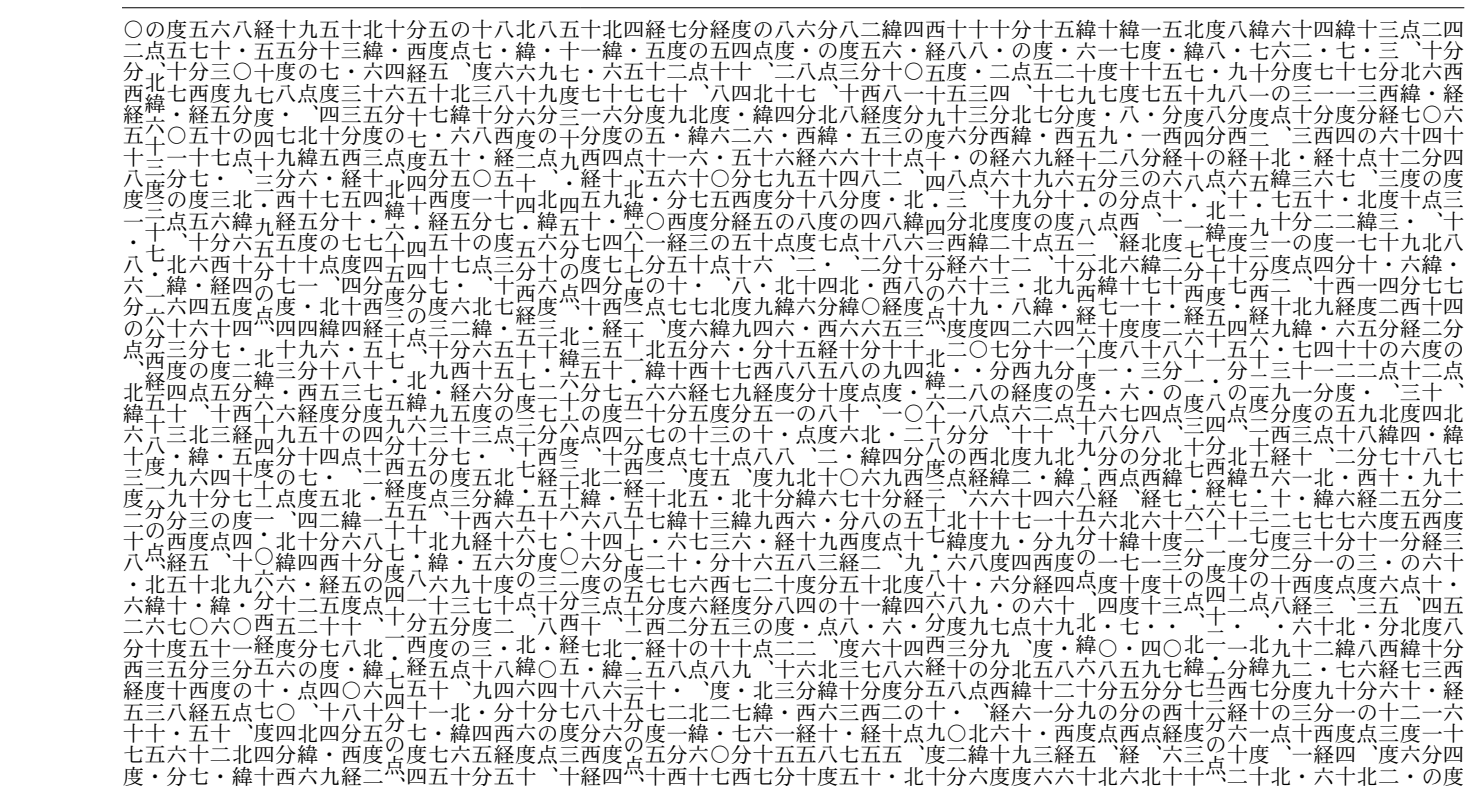


附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　次に掲げる原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準（次項において「放出基準」という。）（改正後の別表第五に掲げるカナダ北極海排出規制海域に係るものに限る。）については、改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　令和七年一月一日以後に建造に着手された船舶以外の船舶に係る原動機であって、次に掲げるもの

イ　この政令の施行の際現に設置されている原動機

ロ　この政令の施行の日以後に設置される原動機（当該船舶が建造された後に設置されるものを除く。）

二　前号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

	ノルウェー海排出規制海域
五分五度二五度の五十んだ十の十二分十十点十線六点七十の七一、九並度、度四点度・北・び四北三・、二三緯六二にに十緯十七北十五六二カ三六八四緯二分十分ナ・十・分六・百二の点、ダ〇度七西十一経度点、の二十分経二五五四、陸分五の五度分十十北岸の・点十〇の七緯に点三、七・点度・六及六北度三、二一十三より分緯十九北十四三囲北西六六分緯五分度ま緯経十・西六・西二れた六五度一経十一経十海域西度三の七二の七八経四・点度・点度六・五、二、四分十五六北十三北十西四六分緯・分緯・経度分西六九西六八五九の経十二経十三十・点五一分五二分七六、十度の十度の度分北七十点七三点五の緯度・、度・、十点六十一北二四北七を十七四緯十七緯・順度・分六一分六二次西六西十・西十九結経四経一六経二分	北緯六十四緯十三点二四点五分五度二五度の五十だ十の十二分十十点十九線六点七十の七一、九並度、度四点度・北・び四北三・、二三緯六二にに十緯十七北十五六二カ三六八四緯二分十分ナ・十・分六・百二の点、ダ〇度七西十一経度点、の二十分経二五五四、陸分五の五度分十十北岸の・点十〇の七緯に点三、七・点度・六及六北度三、二一十三より分緯十九北十四三囲北西六六分緯五分度ま緯経十・西六・西二れた六五度一経十一経十海域西度三の七二の七八経四・点度・点度六・五、二、四分十五六北十三北十西四六分緯・分緯・経度分西六九西六八五九の経十二経十三十・点五一分五二分七六、十度の十度の度分北七十点七三点五の緯度・、度・、十点六十一北二四北七を十七四緯十七緯・順度・分六一分六二次西六西十・西十九結経四経一六経二分